

(2) 電波利用料制度関連

- ①電波利用料の用途の見直し……………P1
- ②電波利用料負担の適正化……………P8
- ③公共用無線局からの電波利用料の徴収……………P14
- ④免許不要帯域の確保……………P18

(2)① 電波利用料の使途の見直し

- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人等に公平に分担していただく（いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求める）もの。
- 電波利用料制度は法律により**少なくとも3年ごとに見直すこととされており**、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び料額を検討し決定。
- 電波利用共益事務の内容（電波利用料の**使途**）は電波法第103条の2第4項に具体的に**限定列挙**。

主な使途

- ・電波監視の実施
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・電波遮へい対策事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備 等

電波の適正な利用の確保 (電波利用共益事務)



電波利用料の支払 (免許人による費用負担)

主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

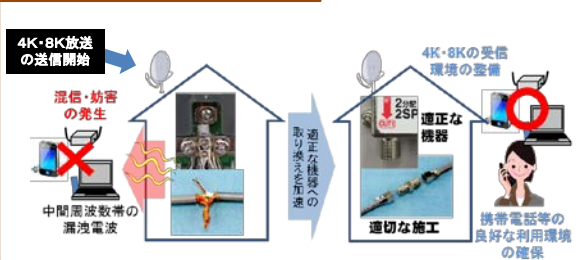
等

平成30年度の電波利用料の主な用途

電波監視の実施



衛星放送用受信環境整備



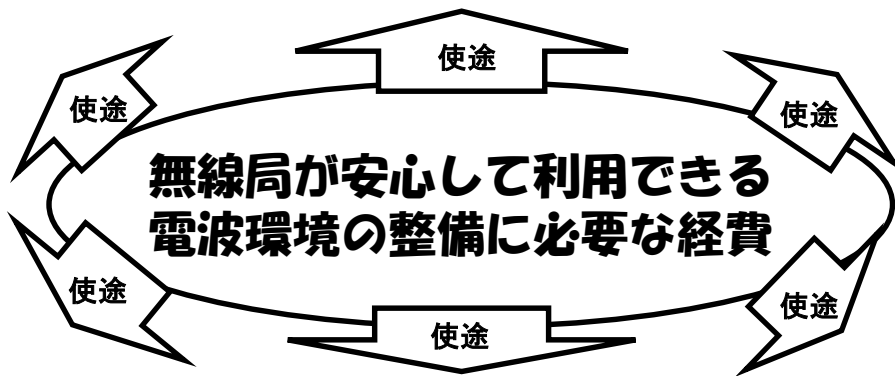
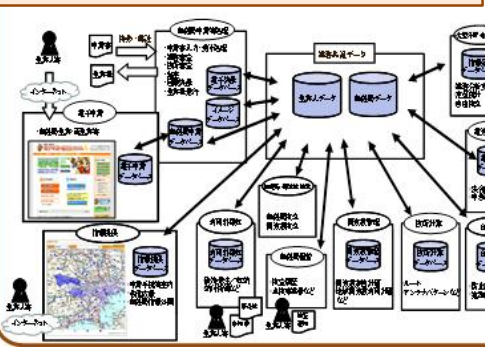
公衆無線LAN環境整備支援



民放ラジオ難聴解消事業



総合無線局監理システムの構築・運用



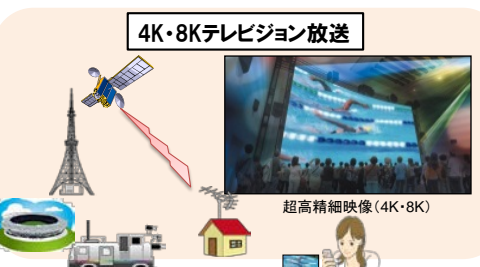
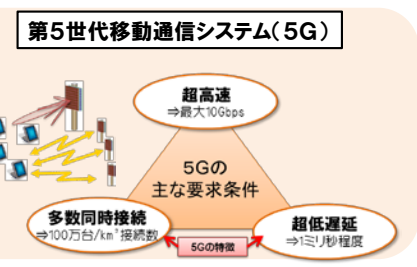
電波遮へい対策事業 (新幹線トンネル不感対策等)



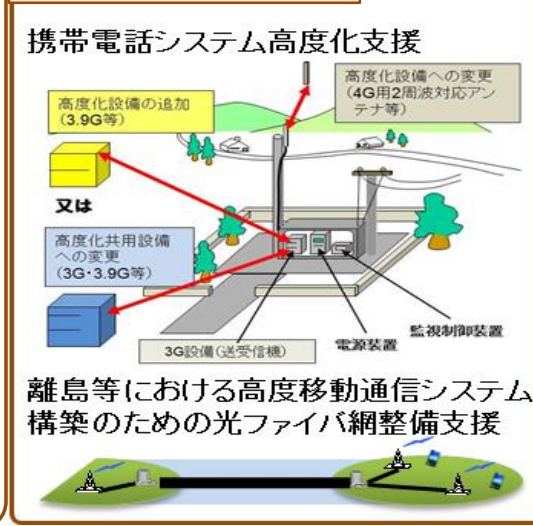
国際標準化/国際展開



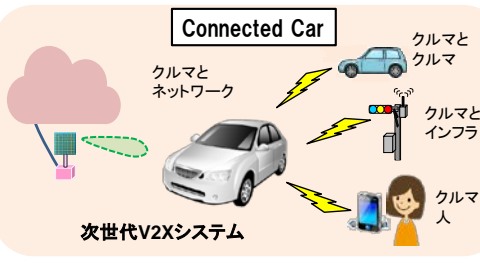
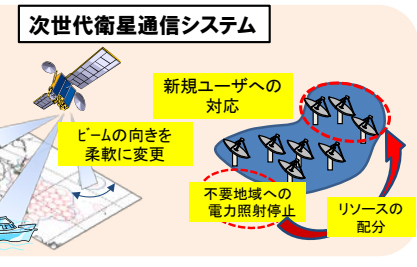
研究開発/技術試験事務



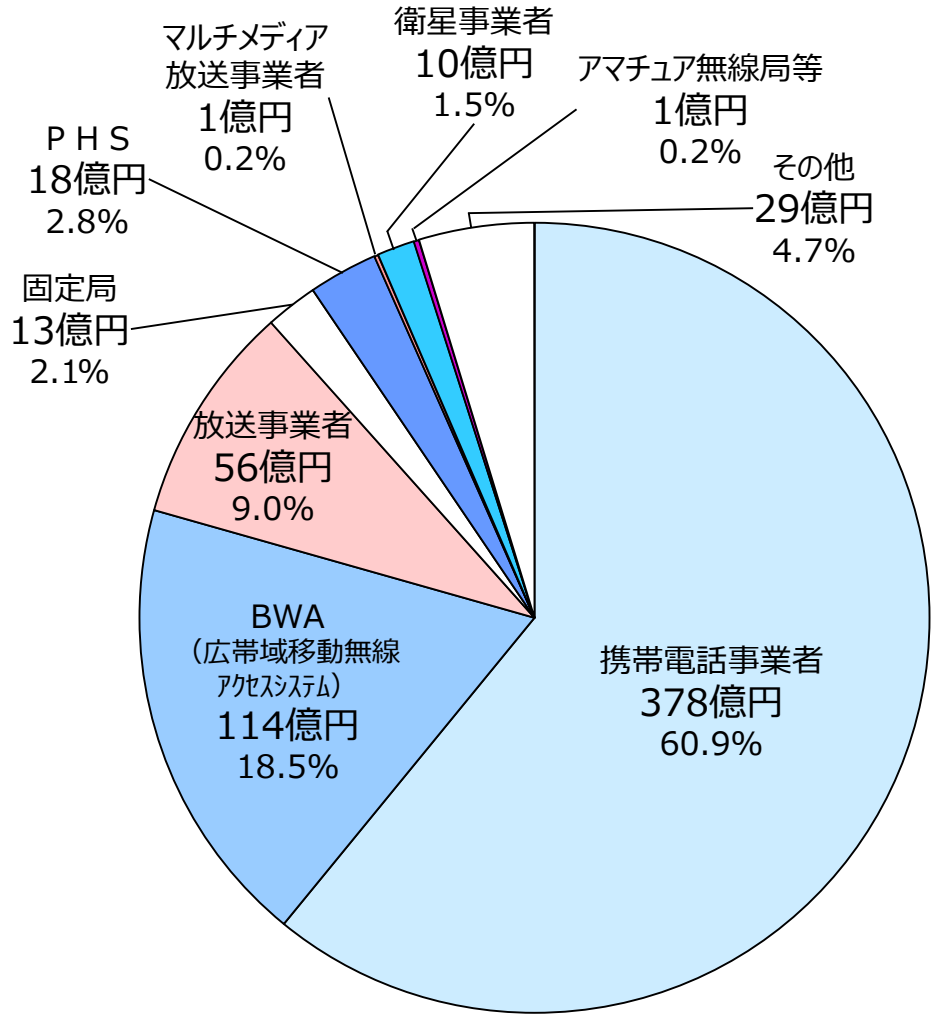
携帯電話等エリア整備支援



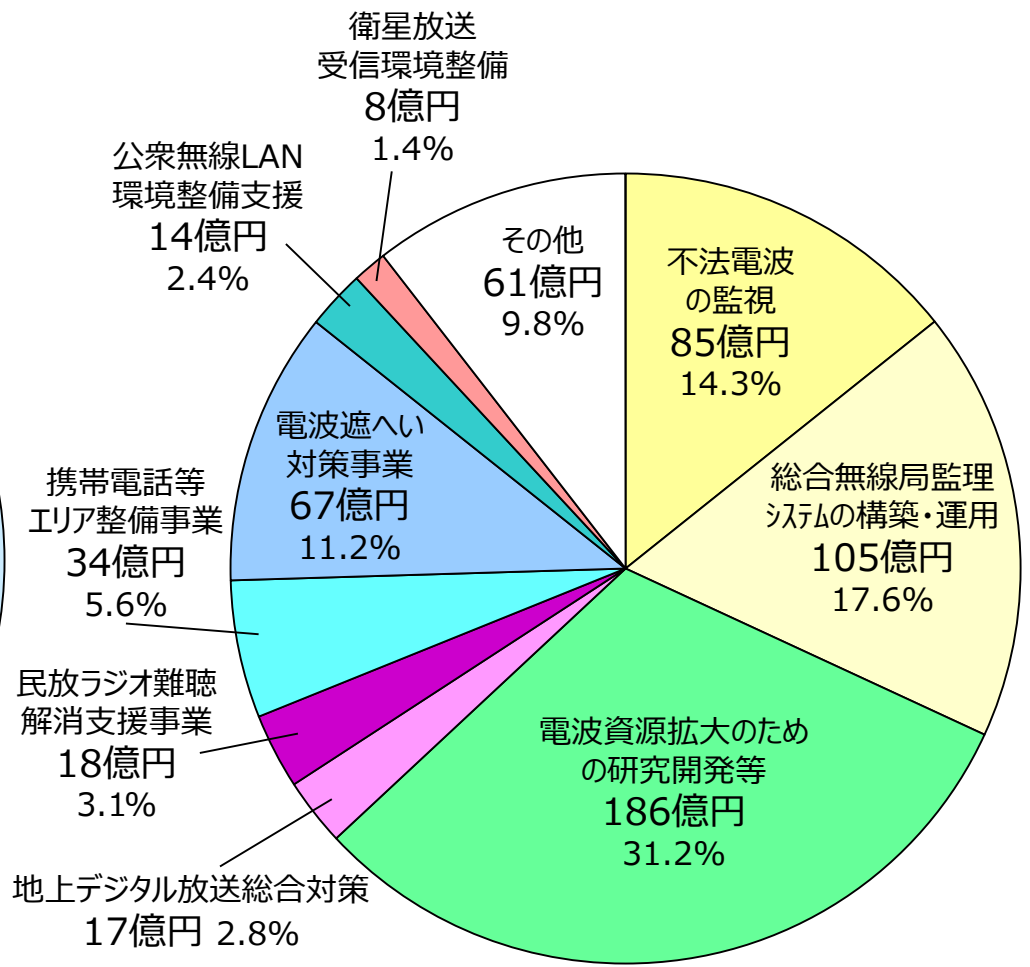
電波の安全性に関する調査



電波利用料予算 歳入及び歳出の内訳(平成30年度)



歳入 約620億円



歳出 約596億円

ヒアリング・パブコメでの主な意見

■ 電波利用料制度全般

- 電波利用料財源で行われる国の施策は、国民視聴者の利益に適うものであり、継続・拡充すべき(民放連等)
- 電波利用共益事務費用を無線局免許人が電波利用料として負担する現行制度の枠組みは適切(CBCテレビ)
- 共益事務の範囲の拡大は慎重に判断し、歳出規模の総額は抑制的であるべき(CBCテレビ)
- 電波利用料の歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべき(民放連等)
- 電波利用料収入の維持や増加を目的とした使途の拡大はすべきでない(日本テレビ等)

■ 既存の電波利用料の使途

【電波監視】

- 電波監視業務の充実・拡大(民間事業者を積極的に活用すべき)(NTTドコモ)
- IoT機器の電波監視(CIAJ)

【研究開発・技術試験事務】

- 5Gの更なる高度化や、自律的周波数共用を実現するための研究開発、技術試験事務の充実(NTTドコモ)
- 5Gシステムの総合実証実験の加速、充実(CIAJ)
- 次世代放送における電波の有効利用に資する先端技術の開発や規格策定に向けた検討(日本テレビ等)
- 周波数を効率的に利用する新技術や周波数の共同利用を促進する新技術の研究開発の促進(京都大学 原田教授)
- セキュリティ問題に対応する無線ネットワークのセキュリティの研究開発(日本電気)

【無線システムの普及支援】

- 携帯電話等エリア整備事業/電波遮へい対策事業等における国の負担割合の更なる拡大、電波の有効利用促進を図る方式や設備の導入への更なる支援拡大、人の住んでいない山間部や道路等のエリア整備における電源の確保(NTTドコモ)
- 人が居住していない場所であっても、安心・安全の確保や利便性の観点からエリア整備が望まれる観光地等への動線(道路等)や山岳地帯の対策への適用(KDDI)
- 4K・8K放送の受信環境整備の推進(スカパーJSAT)
- 民放ラジオ難聴解消支援事業の継続・拡充(民放連等)
- 無料公衆無線LANサービスの整備促進(CIAJ)

ヒアリング・パブコメでの主な意見

■ 電波利用料の使途

【周波数移行・再編】

- 周波数移行のための補助金やインセンティブへの充当(NTTドコモ)
- 新たな免許不要帯域実現のための周波数移行の促進(例: V2X通信用周波数(5.9GHz帯等))(電波産業会)

【電波の利用状況調査の充実】

- 実際の電波の発射状況を詳細に測定し、利用実態を正確に把握するための調査(日本電気)
- 電波状況を把握するセンシングノードの設置及びシステムの運用等(ソニー)

【公共用無線局の更なる周波数有効利用の推進】

- 防災行政無線システムの更新を支援する事業債又は補助金制度の創設を要望(愛知県蒲郡市、千葉県市原市)

【周波数共用の推進】

- 自律的周波数共用を高精度で実現するための研究開発、技術試験事務の充実(NTTドコモ)
- 異なる無線システム間の周波数共用・干渉回避技術の高度化のための許容干渉規格の策定や、複数の免許人情報などのデータベースの構築及びそのデータベースを運用する干渉検討機関の設立・維持(スカパーJSAT)

【ホワイトスペース】

- 電波干渉によってテレビ放送の受信に障害が発生しないよう、共用条件を設定することが不可欠。(民放連等)
- 既存の地上放送に妨害を与えないように十分慎重な検討が必要。利用ニーズの有無を調査することが重要。(フジテレビジョン)

【公共安全LTEの設計・構築支援】

- 防災・減災に向けた公共ネットワークの高度化(例: PS-LTEによる公共インフラの構築・拡充)(CIAJ)
- 周波数を効率的に利用できるようなLTE方式を利用した自営の無線システムの導入(日本電気)

【地域における電波の有効利用に資するICT基盤の整備】

- 地域振興のためのインフラ整備(NTTドコモ)
- 社会課題解決実現のため、5Gによる地方創生への取り組みを早期に推進する施策への支援(KDDI)
- 離島や過疎地域など条件不利地域における光ファイバ整備を進めるための補助制度の創設(高知県、鹿児島県、愛媛県西条市、新潟県魚沼市)
- 老朽化する放送用中継局の更新支援(民放連等)

【人材育成】

- 周波数共用・干渉回避技術の高度化に向けて、電波のスペシャリストなどの人材育成の強化(日本電気)
- 人材育成課程、電波利用アプリケーションに関するアイデアコンテストやハッカソン、セミナー、シンポジウム、展示会(YRP研究開発推進協会)
- 5G関連の標準化活動に従事する人材育成と活動の支援(CIAJ)
- ITUにおける国際標準化人材(議長、委員長等の役職者)の活動支援(電波産業会)

【論点】

電波利用料の使途の見直しの考え方についてどのように考えるか。

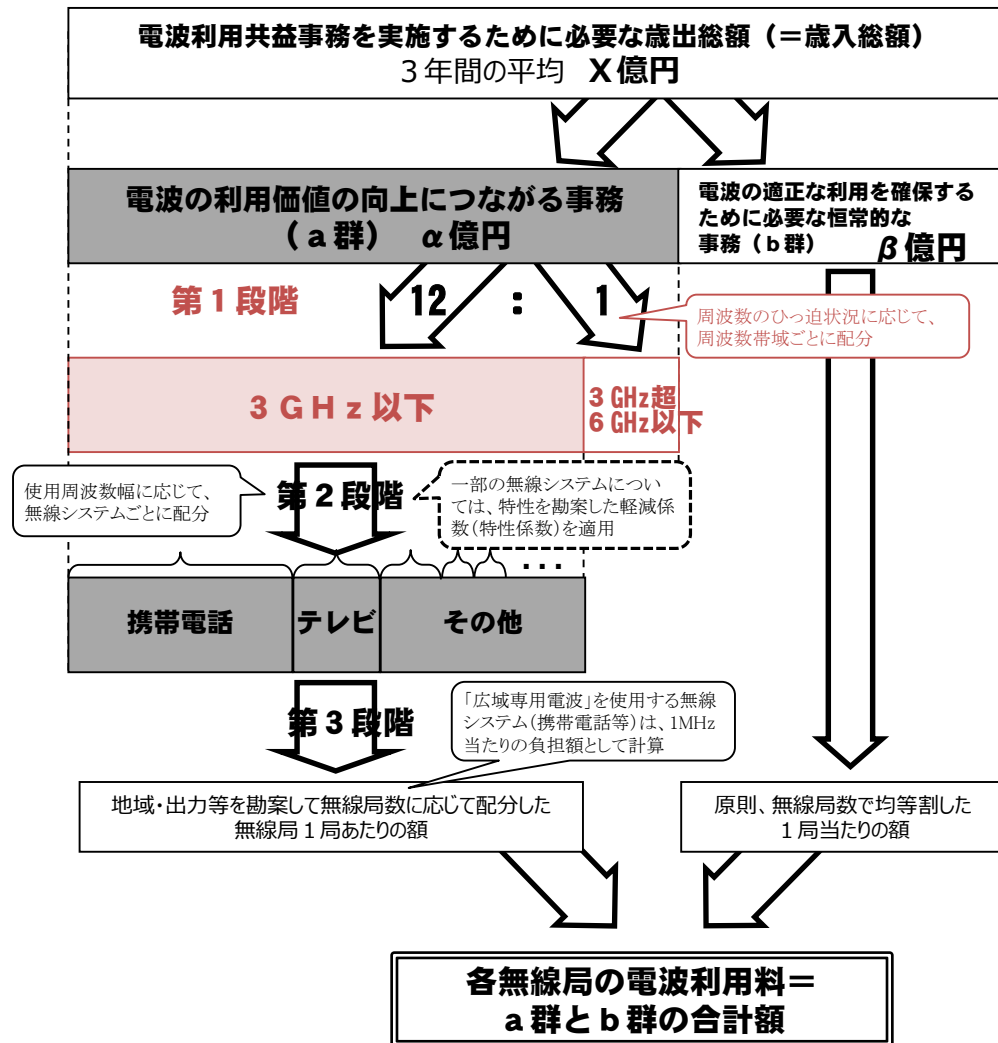
- 電波利用料は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に分担していただくもの。その使途については、電波利用料共益事務の妥当性の観点から、引き続き、
 - ・「電波の適正な利用を確保する上で不可欠であること」
 - ・「無線局全体の受益を直接の目的としていること」
 - ・「民間や自治体だけでは進められず国による支援が必要であること」との要件に合致することが必要ではないか。
- 2030年代に向けた電波利用技術の進展を見据え、次期電波利用料の使途として、電波の適正な利用を確保する上で不可欠となる「電波監視」や「総合無線局監理システムの構築・運用」などの既存の施策を引き続き実施するとともに、「電波利用ニーズの高度化に対応するための周波数の確保」、「周波数共用等による電波の有効利用を促進するための環境整備」、「電波利用による社会課題の解決」、「電波利用を通じた我が国経済の成長・発展への寄与」といった**IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための施策**を積極的に実施すべきではないか。

(2)② 電波利用料負担の適正化

(i) 電波の経済的価値のより一層の反映の在り方

- 現行の電波利用料額は、平成29年度～31年度の3年間に必要と見込まれる電波利用共益費用を、当該期間に開設すると見込まれる無線局の免許人等で負担することとして、無線局の区分毎に定めている。
- 具体的には、電波利用共益費用を、
 - ・ 電波の利用価値（経済的価値）の向上につながる事務（a群）
 - ・ 電波の適正な利用の確保に必要な恒常的な事務（b群）
 に要する費用に分けた上で、a群について、周波数のひっ迫度、無線システムの使用周波数幅、出力、地域等の利用価値（経済的価値）を勘案して配分している。
- a群については、開設されている無線局数を踏まえ、**6GHz以下をひっ迫帯域**、6GHz超を非ひっ迫帯域とした上で、無線局の利用形態や無線局数を勘案し、ひっ迫帯域を以下の2区分に分けている。
 - 移動・放送系を中心とした「**3GHz以下**」
 - 固定・衛星系を中心とした「**3GHz超6GHz以下**」
- 3GHz以下の周波数帯については、広域専用電波の指定が可能となっており、広域専用電波を使用する無線システムについて、1MHzあたりの課金としている。 3GHz超の周波数帯については、広域専用電波の指定ができず、無線局あたりの課金となっている。

電波利用料の算定方法



ヒアリング・パブコメでの主な意見

- 料額の算定方法について
 - ・ひっ迫帯域の区分が現状3GHz以下となっているが、3.5GHz帯が携帯電話に広く活用されている現状を考慮し、**帯域区分及び広域専用電波の上限周波数を少なくとも3.6GHzまで上げるべき。**(NTTドコモ)
- 電波利用料の課金方法について
 - ・**携帯電話等については、3GHz超や共用帯域も含め、広域専用電波に係る帯域の利用料に一本化すべき。**(ソフトバンク、NTTドコモ)
- 経済的価値の反映について
 - ・携帯事業者に過度な負担となり、エリア拡張や災害対策等に支障をきたすことのないよう配慮すべき。(KDDI)
 - ・放送利用への経済的価値の持ち込みはなじまない。(日本テレビ等)
 - ・周波数割当ての仕組みと電波利用料の両方に経済的価値を反映させると、経済的価値の二重取りとなる。電波利用料は全ての無線局の共益費としての制度本来の在り方に徹すべき。(フジテレビ)

●規制改革推進に関する第2次答申（平成29年11月29日規制改革推進会議）

携帯電話事業者と放送事業者の間では、電波利用料の算定における特性係数（公共性等の特性を勘案した軽減係数）において2倍の差があることなどから、帯域幅当たりの電波利用料の料額では約4倍の差が生じている。これに対しては、現在のスマートフォンの普及状況などを踏まえれば、携帯電話は放送と同様に、国民が情報を得るための重要なインフラとなっており、両事業者間の電波利用料負担の不均衡を是正すべきとの指摘がある。

また、現行の算定方法では、電波利用料負担の配分に係る帯域区分が移動通信・放送系を中心とした「3GHz以下」と、固定通信・衛星系を中心とした「3GHz超6GHz以下」の2区分のみとなっている。これに対しては、利用ニーズをより正確に反映した電波利用料を徴収するため、帯域区分を更に細分化すべきとの指摘がある。

したがって、電波の利用に関する負担の適正化について、以下の方策を実施する。

- 電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して特性係数や帯域区分等を見直す。
- 上記aの見直し（電波利用共益事務のコストの分担の範囲での見直し）を超え、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めることについて、検討する。

【論点】

- 現在の2区分（3GHz以下、3～6GHz）を、実際の無線局の利用状況（周波数のひっ迫度）を勘案して細分化する方向で良いか。
- 3GHz超の利用が急拡大している状況を踏まえ、広域専用電波の定義を見直してはどうか。

(2)② 電波利用料負担の適正化

(ii) 電波利用料の特性係数の在り方

- 電波利用料額の算定過程において、無線システムへの配分を行う際、使用周波数帯幅について、公共性等の特性を考慮した係数を乗じている。

- ・ 携帯電話（工を適用※1） → 1/2
- ・ 放送（ウ及び工を適用※2） → 1/4

※1 電気通信事業法に基づく安全・信頼性対策強化の責務、指定公共機関の責務を勘案して設定

※2 放送法における普及の責務及び災害放送の責務を勘案して設定

特性の考え方	主な対象無線システム	係数
ア 無線システム内で複数の免許人による共用を行う電波利用形態であるもの	簡易無線、F P U、ラジオマイク、P H S注、電波高度計	1/2
イ 外国の無線局等との周波数調整を行う必要があるもの	人工衛星、地球局、衛星携帯電話	1/2
ウ 国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの	FPU、ラジオマイク、人工衛星（放送）、テレビ、ラジオ、ルール加入者無線	1/2
エ 国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの	人工衛星（通信・放送）、地球局、衛星携帯電話、テレビ、ラジオ、電波高度計、携帯電話	1/2
オ 設置義務と同等の効果を有するもの	人工衛星（通信）、電波高度計、衛星携帯電話	1/2
カ 電波の非ひっ迫地域で使用するもの	ルール加入者無線、衛星携帯電話	1/5

ヒアリング・パブコメでの主な意見

■ 特性係数について

- ・携帯電話は国民生活に必要不可欠なサービスとなっており、その公共性を考慮すべき。(ソフトバンク、KDDI)
- ・通信と放送の垣根がなくなっていることを踏まえ、携帯電話と地上テレビ放送の特性係数の差をなくすべき。(ソフトバンク)
- ・放送の特性係数は今後も維持すべき。(民放連、NHK等)

■ 負担軽減一般について

- ・特性係数が維持されても、他の制度変更によって放送事業者の負担額が増加すれば、制度本来の目的が達成されないことから、放送事業者の負担額が増加しないよう要望。(民放連、NHK等)
- ・地上ラジオ放送は料額が増加してきた経緯がある。負担軽減を要望。(民放連等)
- ・ローカル局は、地域情報発信の担い手としての公共的役割を果たしており、地方創生にも大きく貢献。引き続き公共的役割を果たすため、できるかぎり負担の軽減を要望。(エフエム栃木)

【論点】

- 「放送」については、特性係数を維持すべき、負担が増加しないよう要望、といった意見があることをどう考えるか。
- 「携帯電話」については、人口カバー率が99.9%に達しており、実態としてあまねく全国に普及していること等を踏まえ、特性係数の適用をどう考えるか。

(2)③ 公共用無線局からの電波利用料の徴収

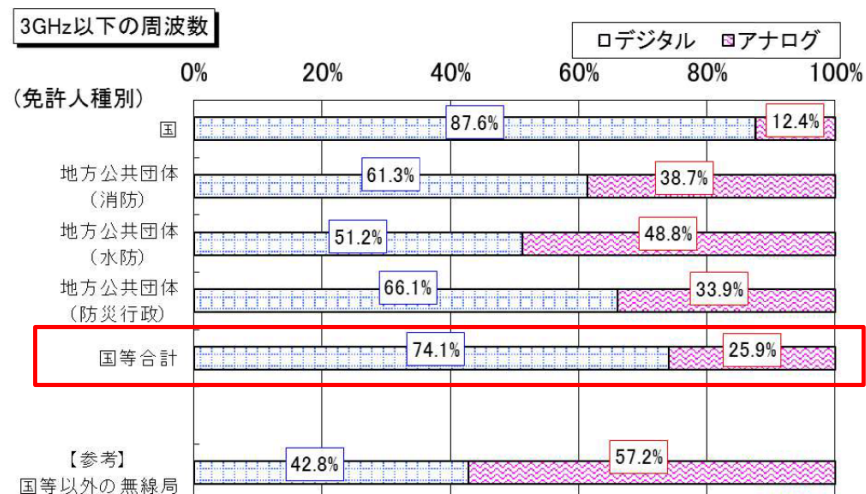
(1) 国等の無線局の電波利用料減免状況

- 利用料制度の創設当初、国の無線局については、電波利用料の徴収の適用除外。その後、電波有効利用へのインセンティブを高めるとともに、民間との負担の公平性を確保する観点から、平成20年度の法改正において減免対象を見直し、一部の無線局から電波利用料を徴収。
- 平成28年度末時点で減免されている無線局数 **約62万局**
(国等の無線局数(約77万局)の約81%、全無線局数(約2.1億局)の約0.3%)
- 減免額の合計 **約35.1億円**
(気象庁13.3億円、国土交通省5.5億円、警察庁4.3億円、東京都0.2億円、横浜市500万円等)
※国等の無線局による負担額の合計は約4.9億円。

無線局の主な目的		減免状況	減免額 約24億円 (局数 約28万局) ※平成28年度
国	専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局 (例: 消防用、防衛用)	全額免除	
	専ら治安・秩序の維持を直接の目的とする無線局 (例: 警察用、海上保安用、麻薬取締用)	全額免除	
	上記の目的以外のもものと共用して使用されるもの (例: 水防・道路用)	半額免除	
地方公共団体	消防用、水防用	全額免除	減免額 約11億円 (局数 約34万局) ※平成28年度
	防災行政用等	半額免除	
	消防用、水防用とそれ以外のもものと共用して使用されるもの	半額免除	

(2) 国等の無線局のデジタル化状況

- 電波利用料が減免されている国等の無線局(3GHz以下)のデジタル化率は**74.1%**。特に財政基盤の弱い自治体では、耐用年数を超えてアナログ無線を利用し続ける場合もある。
(国: 87.6%、地方公共団体 消防: 61.3%, 水防: 51.2%, 防災行政 66.1%)
- 他方、周波数再編アクションプランにおいては、アナログ無線システムについて、周波数の有効利用の観点から、デジタル化を推進することとされている。



(「国等の電波利用に関する情報の公開について」(平成29年3月時点))

ヒアリング・パブコメでの主な意見

- ・電波利用や公共システムのより一層の効率化等に資するのであれば、公共用無線局についても電波利用料を徴収することを検討すべき。(ソフトバンク)
- ・各公共用無線の特性を踏まえた利用状況の妥当性評価が必要。電波利用料の徴収により有効利用のインセンティブが働く性質のものかの評価が必要。(KDDI)
- ・公共用無線局についても、電波利用料を徴収すべき。(在日米国商工会議所、北日本放送)

【論点】

- 周波数の効率的な利用を推進するため、減免の対象となっている公共用無線局から電波利用料を徴収することについてどのように考えるか。
- 国等が免許人となっている公共用無線局の周波数有効利用を推進するための方策(案)についてどう考えるか。
(例えば、周波数の能率的な利用に資する新たな無線システムを導入することが困難な免許人等に対する補助金や、新たな技術が一定程度普及しているにも関わらず周波数利用効率の悪い無線システムを使い続けている免許人からの利用料の徴収等、インセンティブの付与や利用料を徴収する場合の考え方)
- その他どのような課題が考えられるか。

【参考】現行の電波利用料減免の対象

全額免除の対象無線局 (電波法第103条の2第14項)

対象者	対象範囲
①警察庁	専ら警察法第2条第1項に規定する責務を遂行するために行う事務に供するもの ※個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること
②消防庁／地方公共団体	専ら消防組織法第1条に規定する任務を遂行するために行う事務に供するもの ※国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと
③法務省	専ら出入国管理及び難民認定法第61条の3の2第2項に規定する事務に供するもの ※入国警備官の事務(入国、上陸及び在留に関する違反事件の調査など)
④法務省	専ら刑事施設、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の管理運営に関する事務に供するもの
⑤公安調査庁	専ら公安調査庁設置法第4条に規定する事務に供するもの ※破壊的団体の規制に関する調査、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査など
⑥厚生労働省	専ら麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する職務を遂行するために行う事務に供するもの ※司法警察員としての職務(麻薬取締官・麻薬取締員)
⑦国土交通省	専ら航空法第96条第1項の規定による指示に関する事務に供するもの ※離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について与える指示
⑧気象庁	専ら気象業務法第23条に規定する警報に関する事務に供するもの ※気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報
⑨海上保安庁	専ら海上保安庁法第2条第1項に規定する任務を遂行するために行う事務に供するもの ※海上の安全及び治安の確保を図ること
⑩防衛省	専ら自衛隊法第3条に規定する任務を遂行するために行う事務に供するもの ※我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たる
⑪国の機関／地方公共団体 ／水防管理団体	専ら水防事務に供するもの
⑫国の機関	専ら災害対策基本法第3条第1項に規定する責務を遂行するために行う事務に供するもの ※国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務
—	これらに類するものとして政令で定める無線局 ※電波法施行令第13条; MTSAT衛星、情報収集衛星及び準天頂衛星の関連無線局
—	電波法第27条第1項の規定により免許を受けた無線局 ※船舶・航空機を外国で取得して国内に持ち込むまでに開設する無線局
—	電波法第103条第2項に規定する無線局 ※災害時に臨時に開設するもので被害発生を防止・軽減するもの

半額免除の対象無線局 (電波法第103条の2第15項)

対象者	対象範囲
上記①～⑫の者	それぞれの事務の用に供することを目的として開設する無線局 ※当該事務専用の場合は全額免除、他の事務と兼用の場合は半額免除
地方公共団体	地域防災計画に従い防災上必要な通信を行うことを目的とする無線局
—	周波数割当計画において無線局の使用する電波について使用の期限が定められ、2年以内に廃止するもの

(2)④ 免許不要帯域の確保

免許不要帯域の確保 制度の概要と現状

- 免許を要しない無線局（いわゆる「免許不要局」）は、空中線電力1W以下、適合表示無線設備を用いるなどの一定の要件を満たせば誰でも免許不要で利用できることから、無線LANをはじめ、ETC、電力・ガス等の検針（スマートメーター）、電子タグ、LPWA（LoRa、SigFox等）、車車間通信、PHS、コードレス電話など、幅広い分野で活用されており、IoT時代に不可欠な無線システムとなっている。
- 近年、国際的に調和のとれた周波数を活用した自動運転システムの導入、無線LANの帯域拡大、IoT機器用の周波数の確保などに対するニーズが高まっており、新たな免許不要帯域の確保が喫緊の課題となっている。一方、免許不要局は制度上、不特定の様々な者が利用することから、「終了促進措置」を活用した既存無線システムの周波数移行・再編を促進することができない。

- なお、登録局を除く免許不要局に対しては電波利用料の徴収は原則として行われていないが、無線LANの帯域確保のための技術試験事務や公衆無線LAN環境整備事業などにより、電波利用共益事務による一定の受益は、免許不要局にも及んでいるものと考えられる。

※ ただし、特定周波数終了対策業務に係る費用について、空いた周波数を新たに使用する無線局が免許不要局である場合には、当該免許不要局を設置する電気通信事業者又は技適表示を行う者から電波利用料を徴収する規定（法第103条の2第12項、13項）が存在（適用事例無し）。

※ 電波政策2020懇談会報告書における記載「免許不要局については、電波利用料の負担方法について慎重な検討を要する一方、IoT機器の普及等に鑑みれば、今後ますます増加することが予想される。今後の無線局の普及状況や諸外国における動向等を鑑みつつ、引き続き検討すべきである。」

免許不要局の分類

免許を要しない無線局 <small>（電波法第4条ただし書）</small>	発射する電波が著しく微弱な無線局 <small>（電波法第4条第1項第1号、施行規則第6条第1項）</small>	
	市民ラジオの無線局 <small>（電波法第4条第1項第2号、施行規則第6条第3項）</small>	
	空中線電力が1W以下の無線局 <small>（電波法第4条第1項第3号、施行規則第6条第4項）</small>	
	① コードレス電話の無線局	家庭用電話
	② 特定小電力無線局	右表
	③ 小電力セキュリティシステムの無線局	ガス漏れ通報
	④ 小電力データ通信システムの無線局	無線LAN
	⑤ デジタルコードレス電話の無線局	オフィス用電話
	⑥ PHSの陸上移動局	PHS
	⑦ 狭域通信システムの陸上移動局及び狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局	ETC 駐車場入退出管理
	⑧ 5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局（空中線電力10mW以下）	無線アクセス
⑨ 超広帯域無線システムの無線局	画像伝送	
⑩ 700MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局	車車間通信	
登録局 【電波利用料あり】		

※ 特定小電力無線局（内訳）

A テレメーター用、テレコントロール用、データ伝送用	キーレスエントリー、タイヤ空気圧モニタ、遠隔操縦、工業用監視計測
B 医療用テレメーター用	心電図、脳波の伝送
C 体内植込型医療用データ伝送用及び体内植込型医療用遠隔計測用	ペースメーカからのデータ伝送
D 国際輸送用データ伝送用	国際物流アクティブタグ
E 無線呼出用	ナースコール、作業員呼出
F ラジオマイク用	劇場の場内音響、取材マイク、会議室マイク
G 補聴援助用ラジオマイク用	難聴学級、劇場の補聴
H 無線電話用（ラジオマイクに使用するものを除く）	飲食店、ゴルフ場、建設現場の連絡
I 音声アシスト用無線電話用	視覚障害者支援、博物館案内
J 移動体識別用	コンテナ仕分け、入退出管理
K ミリ波レーダー用	自動車衝突防止、踏切監視
M 移動体検知センサー用	人体動静検出、エアコン制御
N 人・動物検知通報システム用	野生動物の生態調査、ドッグマーカー、登山者検知

免許不要局に受益が及ぶ電波利用共益事務の例

電波利用共益事務	免許不要局の受益
電波監視の実施	不法電波の監視により、混信を受けずに免許不要局を利用可能
電波資源拡大のための研究開発／技術試験事務	免許不要局に関する技術基準の策定
電波の安全性に関する研究及び評価技術	無線通信システムが免許不要局（埋め込み型医療機器等）に及ぼす影響の調査等
公衆無線LAN環境整備事業	防災拠点等における無線LANアクセスポイントの整備
IoT機器等の電波利用システムの適正な利用のためのICT人材育成	無線LANの安全な利用に関する普及啓発セミナー等の実施

免許不要帯域の確保に関する考え方

ヒアリング・パブコメでの主な意見

- 免許不要帯域の確保
 - 周波数移行のための補助金やインセンティブへの充当 (NTTドコモ)
 - 周波数移行、周波数共用、混信対策等、携帯電話用周波数の確保に資する対策等 (ソフトバンク)
 - 新たな免許不要帯域実現のための周波数移行の促進 (電波産業会)
 - 安全運転支援や自動走行に向けたV2X通信用周波数である5.9GHz帯を考慮したグローバルハーモナイズが必要 (周波数移行費用は電波利用料で補うべき) (NTTドコモ)
 - 周波数の国際協調、産業の国際競争力確保の観点から5.9GHzをITS帯域へ再編すべき (クアルコム)
- 免許不要局からの電波利用料の徴収
 - 免許不要局からも電波利用料を徴収すべき。(RKB毎日放送、中国放送、スカパーJSAT)
 - 免許不要局からの電波利用料の徴収について、中立的な立場。(情報通信ネットワーク産業協会)
 - 電波利用の発展を阻害しないような配慮が必要。徴収する場合は、機器製造者や販売者からの徴収が適当。(KDDI)
 - 免許不要局からの徴収は、徴収方法や管理上の課題が多く、徴収は不要。(ソフトバンク)
 - 免許不要局からの徴収は、国際競争力の低下に繋がる危険性があるため反対。(無線LANビジネス推進連絡会)

【論点】

<免許不要帯域の確保>

- 自動運転システムの導入や無線LANの帯域拡大など、国際的な周波数調和や新たな電波利用ニーズ等に対応するため、免許不要局や公共用無線局等の無線システム導入に向けた長期的な周波数移行・再編に電波利用料を活用することについてどう考えるか。

<免許不要局からの電波利用料の徴収>

- 免許不要局から電波利用料を徴収することについてどのように考えるか。
- 仮に、免許不要局から電波利用料を徴収する場合、具体的な徴収方法（案1及び案2）について、どのように考えるか。
 - （案1）免許不要局を活用して業として収益を得ている者から徴収する（注：業の定義、範囲、把握方法について整理が必要）
 - （案2）全ての免許不要局から徴収する
- 案1、案2以外の徴収方法についてどのように考えるか。
- 免許不要局から電波利用料を徴収する場合、以下の点についてどのように考えるか。
 - － 外国取扱業者からの徴収
 - － 複数の特定無線設備（認証）により一の無線設備（スマートフォン等）を構成する場合の徴収方法
- 海外では、電波利用料に類する料金を免許不要局から徴収している事例はないと思われるが、どう考えるか。
- 上記のほか、免許不要局から徴収する場合、どのような課題が考えられるか。